

岡山県以外で定期の予防接種を受ける場合について  
(予防接種償還払い制度《定期接種のA類疾病のみ》)

定期の予防接種を岡山県以外で接種する場合は、接種を行う市町村(又は医療機関)に対して、津山市が発行する「予防接種実施依頼書」が必要となります。

「予防接種実施依頼書」とは、接種を行う市町村(医療機関)に対して、予防接種による健康被害が起こった場合に、津山市が健康被害に対する給付を行う、という内容のものです。

また、岡山県以外で予防接種をされる場合、予防接種償還払い制度が利用できません。(A類疾病のみ)

※償還払いとは、予防接種の際に支払われた費用の一部または全部を、後日公費で助成する制度です。

岡山県以外で定期の予防接種を受ける場合の流れ

【接種前】

①

【申請者】

津山市こども保健部健康増進課へ予防接種実施依頼書交付申請書を提出してください。(電話での受付も可)



②

【津山市】

津山市より、接種を希望する市町村に連絡を行い、予防接種実施依頼書を作成します。



【申請者のご自宅に送付】

③

【申請者】

予防接種実施依頼書を医療機関等へ持参して接種を受けてください。



予防接種実施後、予防接種を実施した市町村又は医療機関より、津山市へ結果(予診票)の連絡があります。

※予防接種をされる際、接種費用については一旦全額自己負担で支払い、領収書の交付を受けてください(領収書は大切に保管)

※親子(母子)健康手帳の予防接種の記載欄に必ず接種した記録を記載していただいでください。



【接種後】

④

【申請者】

- ・ 予防接種後、健康増進課窓口で、津山市予防接種費用償還払申請書を記入してください。《持参するもの》
- ・ 接種した医療機関等の領収書(予防接種の種類ごとの領収金額が明記してあること)
- ・ 予防接種の記録が記載されている書類(親子(母子)健康手帳、予防接種済証等)
- ・ 口座振込になりますので、銀行名・口座番号・口座名義等が分かるもの(申請者と口座名義人は同一の必要があります)
- ・ 印鑑(スタンプ印は不可)

※審査後、後日申請口座へ入金します。

**※接種日より1年を経過した場合は、申請できませんので、ご注意ください。**

※償還払いの額は、市が定めている金額とし、医療機関等において負担した額が多い場合は、自己負担が発生します。また、少ない場合は、負担した額の全額をお支払いします。



【連絡先】

〒708-8501

岡山県津山市山北520番地

津山市こども保健部健康増進課

TEL: (0868) 32-2069